（参考様式）

居宅介護支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録（保存用）

令和　　　　　年　　　　　月サービス提供分

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | １ 　新規　　　２　 継続　　　３ 　廃止 |

１ 管理者の状況（イ（１）、ロ（２）関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主任介護支援専門員研修 | 氏名 | 研修修了年月日 |
| 氏名 | 研修修了年月日 |

２ 介護支援専門員の状況（イ（２）、ハ（３）、二（３）、（４）関係）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護支援  専門員数 | 人 | 内訳 | 常　勤 | 専従　　　　　　人 | 非常勤 | 専従　　　　　　　人 |
| 兼務　　　　　　人 | 兼務　　　　　　　人 |

※ 介護支援専門員の名簿（介護支援専門員の登録番号を記載したもの）を添付すること。

※　１　に記載した主任介護支援専門員を除く。

※　加算Ａを算定する場合、介護支援専門員数は常勤換算方法にて算出した数を記載。

３ 利用者の状況

〈報告月の状況〉（イ（１０）関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者数(Ａ) | 人 | 介護支援専門員数(Ｂ) （常勤換算） | 人 | １人あたり利用者数(Ａ)÷(Ｂ) | 人 |

※介護支援専門員1人あたり４５名未満であること。ただし、居宅介護支援費Ⅱ算定の場合は50名未満であること。

〈利用者数〉（イ（５）関係）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者数（合計） | 要介護1 | 要介護２ | 要介護３ | 要介護４ | 要介護５ | 要介護３～５の割合 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | ％ |

※ 　地域包括支援センターから支援困難な利用者として紹介を受けた利用者の人数については、内数として（　　）書きで付記すること。

４ その他

|  |  |
| --- | --- |
| ① 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を概ね週 1 回以上開催している。（イ（３）関係）  ※ 　「有」　の場合には、開催記録を添付すること。 | 有　　　　・　　　　無  開催年月日 |
| ② 24 時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。（イ（４）関係） | 有　　　　・　　　　無  具体的な方法： |
| ③ 計画に基づき研修を実施した。（イ（６）関係）  ※　 「有」　の場合には、研修の実施計画及び実施状況を示した書面を添付すること。 | 有　　　　・　　　　無 |
| ④ 地域包括支援センター等との連携について  ア　（地域包括支援センターから支援困難な利用者の紹介があった場合）当該利用者に居宅介護支援の提供を開始した。  （イ（７）関係）  イ　地域包括支援センターから支援困難な利用者の紹介があった場合には、引き受けられる体制を整えている。  （イ（７）関係） | 有　　　　・　　　　無  （　開始件数：　　　　　　　　　　　　　　 件）  有　　　　・　　　　無  具体的な体制： |
| ⑤　家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。（イ（８）関係） | 有　　　　・　　　　無  参加年月日： |
| ⑥ 減算の適用について  　特定事業所集中減算が適用されている。（イ（９）関係）  ・ 　訪問介護において、紹介率が最も高い法人  法人名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　紹介率：　　　　％  ・　（地域密着型）通所介護において、紹介率が最も高い法人  法人名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　紹介率：　　　　％  ・　福祉用具貸与において、紹介率が最も高い法人  法人名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　紹介率：　　　　％ | 有　　　　・　　　　無 |
| ⑦　介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している。（イ（１１）関係） | 有　　　　・　　　　無 |
| ⑧　他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。（イ（12）関係） | 有　　　　・　　　　無  参加年月日： |
| ⑨　必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。（イ（13）関係） | 有　　　　・　　　　無 |